

男性が育児をしてはダメ？イクメンを妨げるパタハラとは

先月号のコラムでマタニティハラスメントについてご紹介しましたが、今号では父親の視線から、「パタハラ」について考えてみたいと思います。

パタハラとは「パタニティ（父性）ハラスメント」の略で、男性が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利・機会を職場の上司や同僚などが奪うことを言います。女性への嫌がらせや、心ない言葉によって退職に追い込むマタハラに対し、パタハラは主に男性の育児休業の取得やフレックス勤務の利用を妨げるハラスメントです。育児休業などの子育て制度を利用しようとしたところ、「子育ては母親の仕事」、「キャリアに傷がつく」、「仕事に支障が出る」などと言われる事例があります。

日本労働連合総連合会が2013年に実施した調査によると、子どもがいる男性525人のうち、11・6%がパタハラをされた経験があると回答しています。この数字を少ないと感じる方もいるかもしれませんが、しかし、

実際にパタハラを受けてはいないものの、育児参加に対する周りの理解不足を感じている男性はもっと多いようです。同調査の「育児休業を取得した経験があるか」という質問に対して、「取得したことはないが、取得しなかった」と回答した人は45・5%となっており、その理由として「上司の理解不足」が上位に挙げられています。また、厚生労働省の調査では、男性が取得した育児休業のうち、その期間が1カ月未満という方が6割を占めるといふ結果も出ています。

こういった状況を解消するためには、「子育ては女性がするもの」という先入観を取り除き、職場全体での理解を深めていく必要があります。最近では、育児休業の自発的な取得を呼び掛けるのみならず、独自の制度を定めるなどして、育児を取得しやすい環境づくりを進める企業も増えてきています。

〈他人事じゃない!? 怖～いトラブル〉

消費生活のお話

秘書広報課広報広聴係（内線186）

国民生活センターのホームページをご利用ください

消費生活の相談には、さまざま内容のものがあります。事例に応じた対処方法がありますが、例えばワンクリック請求の詐欺被害に遭った時は、無視することが一番の対処法です。決してお金を支払ってはいけません。それを知らず、不安になって相談先をむやみにインターネットなどで探すと、被害解決をうたう悪徳業者と契約をしてしまい、解決費用を請求されるといふ2次被害に遭う可能性もあります。公的な消費生活相談窓口では、被害解決のために費用を請求することは一切ありません。

国民生活センターのホームページでは最新の相談事例や対処法が分かりやすく紹介されているほか、公的な相談窓口の案内があります。賢い消費者の情報源としてぜひ活用してください。

独立行政法人国民生活
センターホームページ
(<http://www.kokusen.go.jp>)



少しでも不安に思ったらご相談ください。

消費生活相談窓口

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時（予約優先）

場所 市役所1階 広報広聴係

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。



独立行政法人

国民生活センター